

校長	教頭	教務	保健相談	養護教諭	担任

最後は保健室まで

□ 薬剤指示書の写しを、必ず添付してください。

※薬剤指示書の写しがない場合は、領収書の写しを添付してください。

□ 出席停止期間が、定期考査にかかる場合は、考査最終日翌日までに提出

してください。 ※それ以外は、登校後、1週間以内に提出してください。

## 病 欠 届

学 校 名	石川県立宝達高等学校
学年組氏名	年 組 氏 名
受診医療機関	受診日: 月 日( ) 医療機関名:
診 断 名	
発 症 日	月 日( ) ※受診日ではなく、発熱等の症状が出た日
療 養 期 間	月 日( ) ~ 月 日( ) 【 日間】
上記のとおり、感染症のため欠席・療養しました。	
令和 年 月 日 保護者氏名 _____	

(注) この届は、学校感染症による出席停止の際に使用します。

### <参考> 出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条)抜粋

- 第一種 治癒するまで。(エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ等)
- 第二種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。
  - ① インフルエンザ: 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
  - ② 百日咳: 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
  - ③ 麻疹: 解熱した後3日を経過するまで。
  - ④ 流行性耳下腺炎: 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
  - ⑤ 風しん: 発しんが消失するまで。
  - ⑥ 水痘: 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
  - ⑦ 咽頭結膜熱: 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
  - ⑧ 新型コロナウイルス: 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- 第三種 病状により学校医またはその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎)および結核、髄膜炎、細菌性髄膜炎  
 その他: ① 感染性胃腸炎(ノロウイルス): 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善するまで。  
 ② 溶連菌感染症: 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能  
 ③ マイコプラズマ感染症: 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能